

田越川流域治水協議会、森戸川流域治水協議会、酒匂川流域治水協議会、山王川流域治水協議会、及び、早川流域治水協議会
合同開催

日 時：令和8年3月18日（水）

場 所：書面による開催

議 題

1) 協議会規約（案）について

資料1

2) 流域治水プロジェクト（案）について

資料2

3) 流域治水プロジェクト取組事例集（案）について

資料3

※ 上記の議題について、別紙「意向意見書」へ御意見等を記入し、令和8年3月25日（水）までに事務局へ送付してください。

田越川流域治水協議会 規 約

(名称)

第1条 この会議は、「田越川流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、田越川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

4 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部又は指名する者等からなる幹事会や特定課題を検討するための専門部会を設置し、協議会の実施事項の一部を行わせることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 田越川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討

(2) 氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と実施に関する協議

(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(4) その他、田越川水系における治水に関する必要な事項

(事務局)

第5条 協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第7条 本規約は、令和3年6月25日から施行する。

本規約は、令和5年3月24日に改正する。

本規約は、令和7年3月31日に改定する。

別表 1

自治体名	協議会委員	幹事会幹事	備考
神奈川県	くらし安全防災局 防災部 危機管理防災課長	応急対策グループ グループリーダー	
	環境農政局 総務室 企画調整担当課長	企画調整グループ グループリーダー	
	環境農政局 緑政部 森林再生課長	基盤整備グループ グループリーダー	
	環境農政局 農水産部 農地課長	農地企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市計画課長	都市企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市整備課長	土地区画整理グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市公園課長	整備運営グループ グループリーダー	
	県土整備局 道路部 道路企画課長	計画グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 河港課長	河川調査グループ グループリーダー	事務局
		河川整備グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 防災なぎさ担当課長	河川防災グループ グループリーダー	
		なぎさグループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 砂防課長	砂防・急傾斜地グループ グループリーダー	
		土砂対策グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 下水道課長	公共下水道グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 住宅計画課長	住宅企画グループ グループリーダー	
県土整備局 建築住宅部 建築指導課長	開発指導グループ グループリーダー		
横須賀土木事務所長	河川砂防課長		
教育局 総務室 管理担当課長	総務グループ グループリーダー		
逗子市	環境都市部担当部長	都市整備課長	窓口担当
		下水道課長	
	環境都市部長	環境都市課長	
		まちづくり景観課長	
		緑政課長	

	経営企画部長	防災安全課長	
	消防長	消防総務課長	
	市民協働部長	経済観光課長	
	教育部長	教育総務課長	

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、田越川水系においても、ハード・ソフト一体となった実効性のある事前防災対策を加速していくために、以下の取り組みを実施していくことで、年超過確率1/6.3（時間雨量50mm）の規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

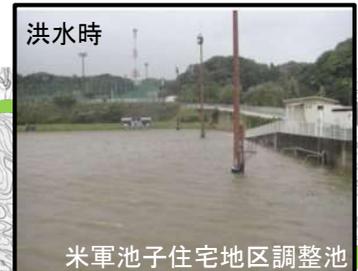
- ・ 護岸整備、河道掘削、橋梁架替
- ・ 下水道による雨水排水施設の整備
- ・ 急傾斜地崩壊防止施設等の整備
（「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策）
- ・ 一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務づけ 等

■ 被害対象を減少させるための対策

- ・ 災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進及び立地抑制
- ・ 水災害リスク情報の充実（内水浸水想定区域図等）
- ・ 水災害リスク情報空白地帯の解消
（土砂災害警戒区域等） 等

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・ ハザードマップの改良、周知、活用
- ・ 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の設置更新
- ・ 防災教育や防災知識の普及
- ・ 避難情報の発令に着目したタイムラインの検証・見直し
- ・ 要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成および避難訓練の実施
- ・ マイ・タイムラインの取組推進
- ・ 避難行動や被害軽減行動を実行するための情報提供
- ・ 水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消
- ・ タイムラインに基づく実践的な訓練の実施
- ・ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組



急傾斜地崩壊防止施設等の整備
（「いのち」と「くらし」を守る
土砂災害対策）

護岸改修

護岸整備、河道掘削、橋梁架替



凡 例

- 流域界
- 工事箇所
- 県管理区間
- 洪水調節施設(実施済)

※ 具体的な対策内容については、今後、調査・検討等により変更となる場合がある。 ※ 河川管理上必要な河道掘削や樹木伐採を適宜実施する。

- 田越川では、県、市が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
 - 【短期】 河川における対策と合わせて、下水道による雨水排水施設の整備を進める。
 - 【中期・中長期】 引き続き、取組事業を進めるとともに、河川における対策として、護岸整備、河道掘削、橋梁架替を進める。
- あわせて、避難体制の強化や観測機器の設置拡大等によるソフト対策を実施する。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	護岸整備、河道掘削、橋梁架替	神奈川県	護岸整備等(河口から上流端)		
	下水道による雨水排水施設の整備	逗子市	管渠・マンホールの耐震化、樋門の点検、整備		
被害対象を減少させるための対策	水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消(内水浸水想定区域図等)	県 逗子市	ハザードマップへの内水浸水想定区域の反映、周知等		
	リスクが高い区域における立地抑制(立地適正化計画の推進)	逗子市	災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進及び立地抑制		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ソフト対策のための整備	神奈川県	危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の観測機器の設置拡大		
	避難体制等の強化	神奈川県・逗子市	大規模氾濫減災協議会における取組方針に基づき実施		



(案)

流域治水プロジェクトの取組事例集 (田越川水系)

(田越川流域治水協議会)

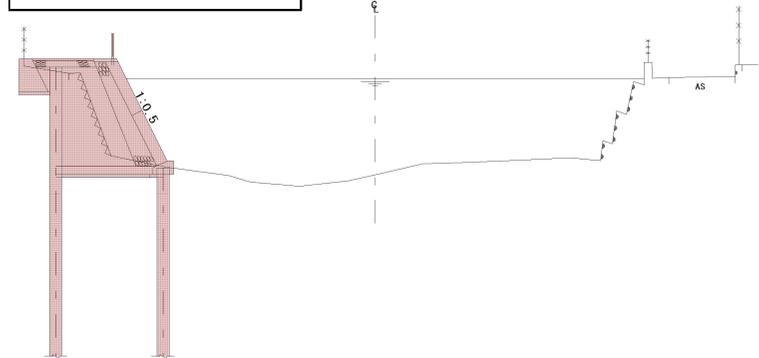
- 田越川水系においては、「田越川水系河川整備計画（平成31年3月）」に基づき、時間雨量50mmの降雨による洪水を安全に流下させるため、河道整備（護岸整備、河道掘削、橋梁架替等）を進めている。

実施状況

平面図



整備イメージ



施工状況写真（護岸改修）



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
河川改修事業による河道整備	神奈川県	➔		

田越川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
神奈川県

- 逗子市においては、平成25年度より下水道総合地震対策計画に基づき、下水道施設の耐震化を行ってきている。管渠・マンホールの耐震化については、令和3年度に計画を改定し、令和4年度より緊急輸送路下等から優先順位をつけて行っている。

実施状況

整備前

震災が起こった際、液状化によるマンホールの浮上、管渠の破断等が起こり、降雨時に水の流下が出来なくなり、内水氾濫の危険性が増加する。



整備後

管渠・マンホールの耐震化を行うことにより、降雨時の流下能力の確保を行うことが出来るようにし、内水氾濫の危険性を減少させる。
また、緊急輸送路下の耐震化を行うことにより、災害があった際に物資輸送路の確保等を行うことが出来るようになる。

液状化被害写真（マンホール浮上）
出典：下水道管路施設における耐震化技術の有効性 国土交通省資料

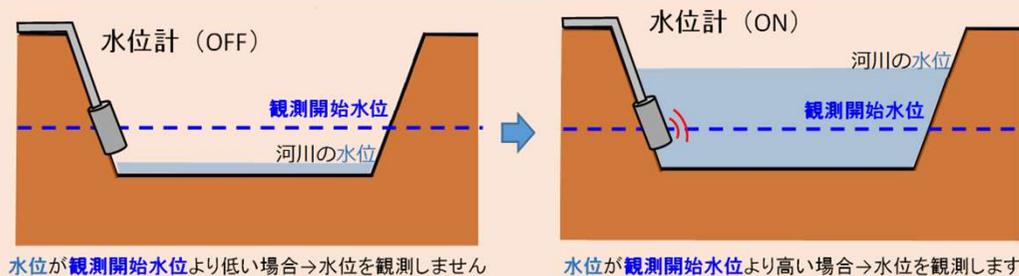
対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
雨水排水施設の整備	逗子市	▶		

- 住民の適切な避難判断のための水位情報提供を目的に、これまで水位計の無かった箇所でも水位把握できるよう、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を設置することで、出水時の水位観測により避難体制の強化を図る。

取組内容

■危機管理型水位計とは

- ・ 洪水が発生した際に、河川周辺の住民の皆様が避難する際に、役立てていただくために設置する水位計。
- ・ 河川が未整備のため注意を要する箇所や、学校や病院など、重要な施設が周辺にある箇所に設置。



■危機管理型水位計の設置事例



■県ホームページから水位状況を確認することが可能



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
危機管理型水位計・簡易河川監視カメラの設置	神奈川県	▶		

田越川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
神奈川県

